

## 藤沢市教育委員会 11 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）11 月 18 日（水）  
午後 3 時 00 分  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
  - (1) 藤沢市教育委員会 7 月定例会での教科用図書採択取り消し、やり直しを求める請願
- 5 議 事
  - (1) 議案第 2 4 号 市議会定例会提出議案（平成 27 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））に同意することについて
  - (2) 議案第 2 5 号 市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて
  - (3) 議案第 2 6 号 市議会定例会提出議案（藤沢市公民館条例の一部改正）に同意することについて
  - (4) 議案第 2 7 号 藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
- 6 その他
  - (1) 平成 27 年度全国学力・学習状況調査の結果について
  - (2) 学校生活についてのアンケート調査の結果について
  - (3) 平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について
  - (4) 中学校給食試行結果について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	小 林 誠 二	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 住 潤	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	神 尾 友 美	教育部参事	小木曾 貴 洋
教育部参事	村 上 孝 行	教育部参事	神 尾 哲
学校教育企画課長	齋 藤 直 昭	学校施設課長	佐 藤 謙 一
教育総務課主幹	佐 藤 繁	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育指導課主幹	松 原 保	生涯学習総務課主幹	塩 原 彰 子
教育指導課指導主事	亀 本 淳 夫	生涯学習総務課課長補佐	井 出 祥 子
教育指導課指導主事	北 野 博 三	生涯学習総務課課長補佐	田 代 俊 之
教育指導課指導主事	山 田 大		
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

小竹委員長

ただいまから藤沢市教育委員会11月定例会を開会いたします。

会議の開催にあたり、藤沢市教育委員会傍聴規則第6条第4項にあり  
ます録音について、報道機関から事前に申請がありましたので、これを  
許可することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する  
委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・  
井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに了承することにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、このとおりに了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

次に、教育委員会に対し請願が提出されましたので、請願(1)藤沢市  
教育委員会7月定例会での教科用図書採択取り消し、やり直しを求める請  
願を議題といたします。書記の説明を求めます。

西山書記

請願(1)藤沢市教育委員会7月定例会での教科用図書採択取り消し、  
やり直しを求める請願について、ご説明いたします。

請願者 住所は記載のとおり、みんなの教育・ふじさわネット 代表  
松本一郎氏です。

請願内容は、議案書1ページの請願書に記載のとおりです。

なお、請願者から、藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述  
の申し立てがありましたので、ご報告いたします。

小竹委員長

書記の説明が終わりました。藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項に  
おいて、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、  
委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。」と規定さ  
れております。請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意  
見をお願いいたします。

井上委員

当教育委員会では、教科書採択に関する請願に関しては、静ひつな環境

で採択しておくことにより、意見陳述をお断りしているという現状があります。しかし、本請願については、既に採択したことに対して再度審議し、決定することを求めるというものですので、市議会に準じて意見陳述を許可したいと思います。

小竹委員長        それでは、請願者からの意見陳述については、許可をするということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、請願者からの意見陳述については、許可することといたします。

請願者は、意見陳述席までお願いいたします。

初めに、審議の手順について説明いたします。まず、請願者から本請願における意見陳述を、5分以内での発言をお願いいたします。なお、5分の時点でベルが鳴りますので、速やかに終了をお願いいたします。意見陳述が終了いたしましたら、請願者は傍聴席にお戻りいただきまして、委員による請願の審議をその後に行います。

それでは、ただいまから請願者の意見陳述を行います。説明の際は、冒頭に自己紹介をいただきまして、ご起立の上、ご説明をお願いいたします。

（請願者意見陳述）

小竹委員長        次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事    請願（1）藤沢市教育委員会7月定例会での教科用図書採択取り消し、やり直しを求める請願について、ご説明いたします。

請願事項は、元教育委員会委員長の関野真一郎氏が、居住の実態がないにもかかわらず、息子の住民票を茅ヶ崎市に移し、茅ヶ崎市内の学校に通わせたことを認め、10月7日に辞職したことから、関野氏が委員長として関わった採択の審議、決定は無効であり、7月教育委員会定例会における議案「平成28年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について」の審議、決定を白紙に戻し、再度審議、決定をすることを求めるものでございます。

委員長の職務といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第3項において、「委員長は、教育委員会の会議を主宰」と規定されており、委員長が議長としての会議の運営を主導する権限と責任のもとに、議事の整理と進行を行うこととされております。

教科用図書の採択については、平成28年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、7月29日に開催した藤沢市教育委員会7月定例会にお

きまして、委員の合議により、採択権者としての判断と責任において、公正かつ適正な採択を行ったものでございます。以上で、請願（１）藤沢市教育委員会 7 月定例会での教科用図書採択取り消し、やり直しを求める請願の説明を終わります。

小竹委員長 請願に対する事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。ご質問がありましたらお願いいたします。

小竹委員長 特にないようですので、それでは採択にあたってのご意見をお願いいたします。

井上委員 関野元委員長は、教育委員会委員長という職責にありながら、市民の皆様の信頼を裏切る行為をしてしまい、同じ教育委員として大変申しわけなく思っております。

本請願は、関野元委員長が関わった教科用図書採択の審議、決定は無効であり、取り消しとやり直しを求めるものですが、確かに関野元委員長は議事の整理と進行を行っておりますが、その決定は委員の合議により行っております。このことから教科用図書採択の審議をやり直す必要はないと考えますので、本請願については不採択としたいと思っております。

吉田委員 教科用図書の採択については、採択方針に基づいて、静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての責任と権限において公正かつ適正な採択を、教育委員の合議により行っております。関野元委員長は、市民の皆様の信頼を裏切る行為をしてしまいましたが、すべての議事の決定は教育委員の合議により行っておりますので、関野元委員長が審議・決定に関わっていたから無効というものではないと考えます。教科用図書採択だけではなく、関野元委員長が委員長としてこれまで議決したすべての議案について、その審議をやり直す必要はないというふうに考えますので、本請願については不採択としたいと思っております。

中林委員 私は今回の教科用図書採択に直接に関わってはおりませんでしたが、教育委員会の会議の議事は、決められた法律において「出席委員の過半数で決する」とされております。先ほどの事務局からの説明にもございましたとおり、教科用図書採択は委員の合議により公正かつ適正な採択を行っており、法令に従っているものと判断いたしまして、本請願については不採択としたいと思っております。

小竹委員長 皆さんのご意見をまとめますと、教科用図書採択は委員の合議により行ったものであるということですので、不採択としたいということでした。

私も皆さんのご意見と同じように不採択としたいと思っております。請願にてご指摘されましたとおり、関野元委員長は、市民の皆様の信頼を裏切る行為をしてしまい、先月の教育委員会会議の開始前に、教育委員会を

代表いたしましてお詫びを申し上げたところでございますが、すべての議事に関しましては、委員の合議により行っておりますことから、私も本請願については不採択としたいと思っております。

請願（1）藤沢市教育委員会 7 月定例会での教科用図書採択取り消し、やり直しを求める請願は、不採択ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小竹委員長 それでは、請願（1）藤沢市教育委員会 7 月定例会での教科用図書採択取り消し、やり直しを求める請願は不採択といたします。

小竹委員長 議事に入ります前に、議案第 24 号市議会定例会提出議案（平成 27 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））に同意することについて、議案第 25 号市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて、議案第 26 号市議会定例会提出議案（藤沢市公民館条例の一部改正）に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、議案第 24 号、第 25 号、第 26 号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷

小竹委員長 それでは、議事に入ります。

議案第 27 号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

上野生涯学習部参事 議案第 27 号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。今回、この議案を提出いたしましたのは、藤沢市労働会館の建て替えを行っている間、当該労働会館を使用することができない団体が、電子情報処理組織（インターネット）を使用して公民館の使用申請をすることができるようにするため、規定の整備をする必要によるものです。

労働会館につきましては、藤沢公民館との複合施設として再整備に向けての作業を進めており、平成 28 年 3 月 22 日に閉館されてから新設が供用されるまでの平成 31 年 3 月末までの間、当該施設を利用している各種労働団体やサークルについては活動場所を失うこととなるため、その間、公民館の利用団体として登録し、インターネットを使用して公民館の使用申請をすることができるようにするものです。

新旧対照表の第 8 条第 1 項に「規則で定める団体」の要件が規定されて

おりますが、労働会館の利用団体の要件とは異なるため、時限を設けてその使用を例外的に認めようとするものです。改正につきましては、付則の3をつけ加え、平成28年2月15日から平成31年3月31日までの間、これまで労働会館を利用していた団体について、教育委員会が認めたものについては登録団体としてみなすものです。なお、2月15日につきましては、4月の公民館使用のインターネット申請が始まる日でございます。

改正する規則案でございますが、内容としては、付則に3として1項を加え、附則として平成28年2月15日を施行日として定めるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第27号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第27号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、その他に入ります。

(1) 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育部参事 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について報告します。(資料参照)

1 調査の概要 (1) 調査の目的は、これまでの教育活動や教育施策の成果と課題等を把握・検証し、今後の教育活動に生かすために全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、悉皆調査として実施されたものです。なお、本調査で測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることが国の調査実施要領でうたわれており、そのことを踏まえて藤沢市立学校の調査結果を報告するものです。

(2) 調査実施日は記載のとおりです。(3) 実施項目は、ア 児童生徒に対する調査と、イ 学校に対する質問紙調査です。アの児童生徒に対する調査は、①教科に関する調査として国語と算数・数学、理科が行われ、それぞれ主に知識に関するA問題と、主に活用に関するB問題が出題されています。国語と算数・数学はA問題とB問題に分けて、理科はA問題とB問題を一体的に実施しています。なお、理科は平成24年度以来の調査となります。また、②質問紙調査として、調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査を実施しています。

イ 学校に対する質問紙調査は、学校を対象に、指導方法に関する取り組みや学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査となっています。

(4) 実施校数、(5) 実施人数については記載のとおりです。

2 市全体の平均正答率一覧表です。(1) 藤沢市立小学校の平均正答率は、すべての教科において神奈川県及び全国の効率小学校の平均正答率をやや下回っています。(2) 藤沢市立中学校の平均正答率は、多くの教科において神奈川県及び全国の公立中学校の平均正答率をやや上回っています。なお、文部科学省の所轄機関で本調査の研究・分析を行っている国立教育政策研究所の報告書では、全国の平均正答率のプラスマイナス5%の範囲内であれば同程度であると考えたと表記されています。今回の調査では、平均正答率プラスマイナス5%を超える教科はありませんでしたが、小学校ではすべての教科において神奈川県及び全国の平均正答率をやや下回る結果となっていて、課題であるととらえています。

3 教科に関する今年度の設問に対する調査結果の特徴と授業改善のポイントです。小学校の国語、算数、理科、中学校の国語、数学、理科について「ア 成果として認められる事項」「イ 課題として考えられる事項」「ウ 改善の手立て」について記載をしており、各項目3点ずつ記載していますので、後ほどご確認ください。

4 児童生徒質問紙に関する主な調査結果です。この調査結果は、児童生徒質問紙にある質問項目のうち、本市児童生徒の学力と関係のある質問項目について取り上げたものです。ここでは質問項目を5つの柱に分類し、主なものについて説明します。児童生徒の割合を示した数値については、記載のとおりです、なお、87の質問項目と5つの柱については、28ページ以降に資料として添付していますので、後ほどご覧ください。

「主な調査結果」です。「学習に関する関心・意欲等」では、「国語、算数・数学、理科の勉強は大切だ」という質問には多くの児童生徒が「大切だ」と回答しています。しかし、国語、算数・数学については「勉強が好き」と回答している児童生徒は「大切」だと回答している割合をおおよそ20~30%下回る結果となっています。「生活習慣」については「朝食を毎日食べている」と回答している児童生徒の割合は高く、良好な結果がうかがえます。しかし、平日に2時間以上テレビやビデオ・DVDを視聴したり、テレビゲームをしたりする児童生徒が相当数います。2時間以上携帯電話やスマートフォンの通話やメール、インターネットを利用している中学生が多くいることがわかります。「学習習慣・学習時間」では、平日に学校以外で2時間以上勉強する割合が中学生では高い割合となっている

ことがわかります。「学習状況」では学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動の取り組みに良好な結果が出ています。

5 「考察」です。今回の調査結果では、知識に関する問題では、漢字を正しく書くことや計算することなど、基礎的基本的な知識・技能の定着に課題が見られ、過去3年間の調査結果においても同様の傾向が見られます。改善に向けて授業中での反復練習や既習事項を繰り返し学習する時間を設定する必要があります。また、活用に関する問題では、自分の考えを書くことや数学的な表現を用いて説明すること、理由を説明することなどに課題が見られ、この課題についてもこれまで同様の傾向が続いていることから、改善に向けては知識の習得だけでなく、身についた知識を実際の生活の中で活用する学習場面を増やしたり、どのような場面で日常生活に利用されているのかを考える授業展開を工夫する必要があります。基礎基本の定着には、学校で学んだことを繰り返し復習し、新たに学ぶことについては予習する必要があることから、家庭において計画を立てて予習復習するよう指導する必要があります。

6 「今後の教育活動に向けて」です。(1) 教育委員会における今後の取り組み5点についてです。アとして、基礎的基本的な知識技能の定着に向け、各学校への計画訪問や要請訪問を通して、指導主事によるわかる授業づくりの指導を行います。また、教員のキャリアステージごとに経験者研修を実施します。イとして、学校人材育成支援員を学校へ派遣し、教員の指導力向上を図ります。ウとして、教育文化センターにおいて、各種研修講座等を開催し、授業力向上に向けたスキルアップを図ります。エとして、今年度の調査結果について、校長会等で各学校に周知するとともに、教育委員会のホームページで公開し、広く保護者・市民の皆様へも情報提供します。オとして、テレビやゲーム、スマートフォン等を長時間利用している児童生徒が多くいることから、朝食や就寝・起床時刻などの基本的な生活習慣と、家庭での学習習慣の定着や放課後の時間の使い方について、保護者に対して働きかけを行います。

(2) 学校における今後の取り組み4点です。アとして、調査結果を分析し、学校全体で共有するとともに、児童生徒の課題となる点を話し合い、チームで授業実践を行います。また、課題については指導計画等に反映させます。イとして、日常生活における身近な課題を教材として取り扱うなど、学習意欲を高め、すべての児童生徒にとってわかりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを工夫し、授業改善を図ります。ウとして、自分たちで課題を立て、話し合いや発表する学習活動に取り組

んでいる本市の特徴を生かして、今後も教師の一方的な講義形式の授業ではなく、授業の中に問題解決学習、体験学習、言語活動などを取り入れ、児童生徒が主体的に行うアクティブラーニングを実践し、思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。エとして、家庭と連携しながら学習習慣の確立や、生活習慣の改善に向けた取り組みを行います。以上で、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果についての報告を終わります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 全国学力・学習状況調査の結果について詳細な説明をいただきましたが、対象科目それぞれにつきまして、これまでの成果として認められる事項、課題として考えられる事項、さらには改善の手立てというところで具体的な指導ポイントが示されて、授業改善のポイントとしてとてもよくまとめられていると思いました。今後の教育活動に生かすことのできるものと思っております。改善点などにつきましては、今後、校長会等で学校に対して微に入り細にわたり情報提供が行われるということでもございました。これらの具体的な改善点に加えまして、さらなる教育環境の現場の整備を考えた場合に、学力アップを図るものとしましては、良質な学習状況を維持できる点として、教員のゆとりも欠かせないだろうと思っております。それから教員のゆとりある教育環境の醸成と学校から家庭への密な連携指導というふうなものを挙げたいと思っております。よりよい教育指導は教員がゆとりの持てる時間の確保ということが必要だろうと思っておりますので、そういったことが教師を育て、そこから良質な教育が生まれることを期待するものでございます。以上、意見として述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

中林委員 過去のデータがなくわからないので質問をさせていただきたいのですが、生活習慣のところでは1日2時間テレビを見ていたり、1日2時間テレビゲームをしたり、また1日2時間スマートフォンなどを使っている時間があるということですが、特に中学の生徒については、スマートフォンのところの数字は、過去のデータと比べて数字が上がっているのかどうかということと、学力に影響が見えているようだったら教えてください。

それから6の「今後の教育活動に向けて」のエのところ、今年度の状況調査の結果について、「教育委員会のホームページで公開し広く保護者・市民の皆様へも情報提供します。」というところですが、これはホームページに載っているだけで、保護者が見に行かないという状況があるのではないかと思います。何か別の手段で広報するような予定があるのでしょうか。それからオの「保護者に向けて放課後の時間の使い方につ

いて改善していくよう働きかけを行います。」というところについても、具体的に何かツールをお持ちであれば教えていただきたいと思います。

北野教育指導課指導主事 1点目のテレビの視聴や携帯電話の使用時間の増減についてですが、文部科学省の資料に平成25年度、27年度の結果からほぼ横ばいという形の結果が出ております。本市においても同様の結果となっております。

学力に関する影響についてですけれども、横ばいとなっておりますので、長時間携帯電話等をいじっていることに関して、大きく影響があるのかというのはちょっとわかりません。

小木曾教育部参事 補足いたします。スマートフォンの中学校の部分ですけれども、ここ数年、数の大きな変動は市内ではございません。小学校から中学校になるにつれて数値的には上がっております。学力との関係ですが、学力についても中学校ではここ2〜3年ですけれども、今年度と同じように、全国あるいは県よりも若干高いという数値が出ていますので、密接な関係がここでは計り知れないですけれども、状況としては過去2〜3年同じような状況が続いております。

吉田委員 スマートフォン等の使用、テレビの視聴等の使用についてですけれども、こちらについてはクロスを集計して細かく見ていくと状況が把握できるということはあります。全国的な状況を見ていくと、傾向としてそういったものの視聴が長い、あるいは使っているものが長い子どもに関しては平均正答率が少し低い状況は見取れます。また、きちんと学習し、朝食を食べ、生活習慣が安定しているお子さんは一般的に学力は高いと言われておりますので、そのように理解していただくとありがたいと思います。

松原教育指導課主幹 2点目の結果の周知について、ホームページへの周知以外の方法を考えているのかというご質問でしたけれども、こちらについては、各学校における「学校だより」等を使いながら、各家庭に周知をしていきたいと考えております。

北野教育指導課指導主事 3点目のご質問の保護者に向けての働きかけですが、2点目とも関連があるのですが、ホームページで公開するところで保護者への呼びかけも行ってまいります。

小木曾教育部参事 具体的に申しますと、今回、ホームページにアップするときに「保護者の皆様へ」という形で、今回の学力・学習状況調査の特に質問紙の部分から見えてきた課題が幾つかございまして、ご家庭にご協力していただくところ、例えば基本的な生活習慣の定着の部分であるとか、放課後の時間の使い方及び家庭学習をする際に、学校での勉強の復習であるとか予習であるとかの取り入れの工夫をしてみてください、というような形の呼び

かけをご家庭の方にもしていきたいと思っております。

小竹委員長 他にご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

ないようですので、了承することといたします。

××

小竹委員長 次に、(2) 学校生活についてのアンケート調査の結果について、事務局の説明をお願いいたします。

小木曾教育部参事 学校生活についてのアンケート調査の結果について、報告します。(資料参照)

1 調査の概要 (1) 調査目的では、学校生活についてのアンケート調査は、各学校においては、児童生徒の実態を把握し指導に生かすことで、教育委員会においては、藤沢市全体の傾向を把握して今後のいじめ防止対策の施策に反映することを目的として、すべての市立小中学校児童生徒を対象に実施したものです。(2) 実施時期 (3) 調査対象 (4) 調査・回収方法については記載のとおりです。

(5) 調査内容では、設問 1～設問 4 は、「学校生活の中で嫌な思いをしている児童生徒の把握」、設問 5 は「自己の行動の見直し」、設問 6～設問 8 は「周囲の児童生徒の意識」という、3つの観点を柱に調査しています。

2 調査結果の分析の観点では、本アンケート調査結果を分析するにあたり、(1) 過去 3 年間で当該学年の児童生徒がどのように変化していったのかがつかみやすいように、その学年の 3 年間分の数値を並べてグラフ化、(2) 近年問題視されることが増えているパソコン、携帯電話・スマートフォン等に関わる割合の変化、(3) 嫌な思いをしている児童生徒と嫌な思いをさせた児童生徒、嫌な思いをしている児童生徒を見たり聞いたりした児童生徒の割合の比較、以上 3 点の観点を設けています。

3 調査結果の分析と考察です。過去 3 年間にわたる推移がつかめるよう「はい」と答えた児童生徒の割合を表と棒グラフで示しています。グラフの見方ですが、グラフの下に現在の学年が示されています。例えば設問 1「あなたは今年の 4 月から今までの間に、くり返し次のようなことをされたことがありますか。」の(1)「ひやかされたり、からかわれたり、嫌がることを言われた」のグラフと表をご覧ください。6 年と記載されているグラフは、現在の小学校 6 年生が平成 25 年度のときには 4 年生で 25.4%、平成 26 年度のときには 5 年生になり 16.9%、平成 27 年度は 6 年生になり 14.9%と推移したことをあらわしており、下の表に数値も記載しています。また、各グラフの縦軸の数値がそろっていませんが、こちらは同じ水準で縦軸を取ってしまった場合に、例えば(6)のグラフなどでグラフが

小さくなりすぎ、差がわかりづらくなってしまうので、このような表記と  
しています。

それでは、各設問の全体的な傾向につきまして、ご説明します。グラフ  
から読み取れる各設問の考察は、各ページの右下の枠の中に記載していま  
すので、後ほどご覧ください。設問 1 は、学校生活の中で嫌な思いをして  
いる児童生徒についてです。全体的な傾向として、この 3 年間でほとん  
どの学年が減少傾向となっています。例えば (1) の「ひやかされたり、か  
らかわれたり、嫌がることを言われた」という質問では、今年度の中学 3  
年生は 11.7%の生徒が「はい」と回答していますが、平成 25 年度に中学  
1 年生だったときには 23.9%もの生徒が「はい」と回答していて、3 年間  
で大きく減少したことがわかります。特に中学生はすべての項目において、  
全学年で数値が減少傾向となっています。

小学校では高学年は減少傾向ですが、低学年において増加傾向が見られ、  
特に 2 年生に顕著にあらわれていて、(1) (4) の質問を見ると、1 年時  
及び昨年度の 2 年生の数値に比べ増加していることがわかります。(6) の  
パソコンや携帯電話・スマートフォンについての回答結果は、中学生全般  
の数値は減少しているものの小学 1 年生と中学 1 年生との割合が若干高  
くなっています。なお、(7) その他として (1) から (6) 以外にされた  
嫌なことについては自由記述での回答となっていて、主なものについて記  
載していますので、後ほどご覧ください。

設問 2 の「学校に来るのがつらくなることがありますか?」という設問  
では、小学校 1 年生から中学校 3 年生まで減少傾向に、設問 3 の友達のご  
とでの悩みや心配事については、例年と比べほぼ横ばいとなっています。

設問 4 の相談相手については、児童生徒が悩み事を抱えたときに相談し  
たい相手の傾向は昨年とほぼ変わらず、1 番に友達、次に家庭、そして学  
級担任という順になっています。中学校ではスクールカウンセラーに増加  
傾向が見られます。その他の意見では、小学校では家族などの身近な人に  
相談する傾向が見られ、中学生になると家族よりも友達に相談する傾向が  
見られます。また、ネット上の友達という回答も見られ、見ず知らずの相  
手に相談するという危うさも見られます。なお、設問 4 のグラフと表は、  
今年度の数値のみを表しています。

設問 5 の学校生活の中で周りの人に嫌な行為をしたことがある児童生  
徒についてです。全体的な傾向として、多くの設問で 3 年間で減少してい  
る傾向が見られます。中学生ではほぼ全体的に減少、小学校 5~6 年生で  
は大きく減少しています。先ほど同じ (1) の質問では、今年度の中学 3  
年生は 11.1%の生徒が「はい」と回答していますが、平成 25 年度に中学

1年生だったときには23.1%もの生徒が「はい」と回答しています。しかし、(1)(4)において現在の小学校2年生だけが1年時及び昨年度の2年生からの数値が増加しています。また、(2)において、現在の小学校3年生も2年生及び昨年度の3年生の数値から増加しています。全体的な傾向として、自分がされたことを質問している設問(1)に比べ、数値が低くなっています。(6)のパソコンや携帯電話・スマートフォンについての質問は、設問1と同じく小学校高学年から中学にかけて増加傾向が見られます。特に中学校1年生が著しく増加しています。

設問6は、周囲の児童生徒が嫌がらせ行為を行っている場面を見たり聞いたりしている児童生徒についてです。全体的な傾向としては、これまでの設問と同じく3年間で減少傾向が見られます。これまでと同じ(1)の設問では、今年度の中学3年生は19.3%の生徒が「はい」と回答していますが、平成25年度に中学1年生だったときには32.4%もの生徒が「はい」と回答していて、3年間で大きく減少したことがわかります。ここでも現在の小学校2年生は(1)(2)(3)(4)において1年時及び昨年度の2年生の数値から大きく増加しています。(6)のパソコンや携帯電話・スマートフォンについての回答で、昨年と比べ低くなっているもののやはり中学生の数値が大きくなっています。

設問7の「学校に来るのがつらくなっている人がいると思いますか?」という設問については、小学校4年生以上の学年では2割程度の児童生徒が「はい」と回答していて、設問2の「学校に来るのがつらい」と回答した児童生徒の割合をいずれの学年も上回っています。これは先ほどの設問6と同様、1つの事案に対して複数の児童生徒が見ていることや、周囲の児童生徒が気にかけている児童生徒がいることの現れであるにとらえています。

設問8の、嫌がられる行為を見たり聞いたりしたらどうしますか?、という設問につきましては、自由記述での回答となっており、主なものについて記載しておりますので、こちらも後ほどご覧ください。

「4 これまでの成果と新たな課題」です。学校生活アンケート調査を開始してから3年が経過いたしました。(1) これまでの成果として、4点あります。アとして、アンケート調査の嫌なことをされた、した、見たのすべての項目において減少していること。イとして、教職員によるきめ細かな児童生徒の観察やアンケート等の実施により、早期発見・早期対応につながっていること。ウとして、児童生徒のいじめに対する自覚が高まり、各学校において児童生徒による自治活動が積極的に行われていること。エとして、条例の施行をはじめ各学校の取り組みや研修により、教職員の

いじめに対する意識や対応力が高まっていることです。

その一方で、(2)の新たな課題として2点あります。アとして、小学校低学年におけるいじめ行為が増加しており、対象学年に対する適切な支援を図る必要があること。イとして、パソコンや携帯電話・スマートフォン等の情報機器関連のトラブルについては、水面下での進行が懸念されることから、早期発見に向けての対策を図る必要があることです。

最後に、「5 新たな課題に対する今後の取り組み」についてです。小学校低学年の課題について、学校はこの年齢の特性を理解し、より丁寧な指導と支援が必要になることから、学校内において情報を共有し、チームで支援指導していくとともに、スクールカウンセラーや特別支援学校の地域支援を活用するなど専門的な助言を受けながら、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた対応を行っていきます。教育委員会は、教員に対する研修の充実と、子どもたち一人ひとりを大切にする「藤沢の支援教育」の考え方を周知徹底し、小学校においては現在12校に配置している児童支援担当教諭の全校配置を進め、児童支援担当教諭と生徒指導担当教諭を軸とした小中学校の連携に力を入れ、9年間の連続した児童生徒支援・指導の充実を図ります。

また、情報機器を介して起こるトラブルについては、引き続き学校において、児童生徒・保護者に対する情報モラル教育を推進するとともに、トラブルが発生した際には学校と連携して早期対応を図ります。以上で、学校生活についてのアンケート調査の結果についての報告を終わります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員 小学2年生において、特別に数字が違うというような結果が出ていることに対して、何か根拠をとらえていけば教えていただきたいと思います。

山田教育指導課指導主事 小学校2年生についてですけれども、要因としては2点考えられると思います。1点目は、小学校2年生は学校生活にも慣れ、自分の要求に従って行動する傾向にあり、その結果、周囲の児童とトラブルにつながっているということが考えられます。2点目は、発達に課題を持つなど、困り事を抱える児童に対する教師の支援や周囲の理解が十分でないことが考えられます。

中林委員 今のお話を受けて、課題のところの「児童支援担当教諭の配置」について、配置計画が決まっておりますら教えてください。

亀本教育指導課指導主事 児童支援担当教諭の配置の方向性でございますが、今年度は試行として12校配置しているところですが、次年度さらに12校増やしまして24校、再来年度に全校配置を目指しているところでございます。

吉田委員 数字に間違いがありますので訂正いたします。本年は試行するという意味で、もともと大規模校と児童の支援が必要であろうと思われる学校に配置をしている学校が7校ほどございます。残り5校、合わせて12校で実際に行ってみたらどのような形になるのか、小学校は特に人が少ないということもありまして、できるだけ人の配置を考えていきたいけれども、どういう人の入れ方をしたらいいのかということを含めて試行を行っていただいています。今回、試行の実績がかなりいいのではないかという判断のもとで来年度に向けて、今、予算の要望をしているところです。計画的に進めていこうと思っております、できるだけ早い時期に全校に各学校1名配置できたらいいですが、これは市費講師の扱いと同じく市費になります。学校側が困らないように、要望を出しつつ揃えていけたらいいなと思っております。

小竹委員長 今後、予定されている目指すところと思いますが、ぜひ実現できるようにお願いいたします。

中林委員 早期達成を目指して、ただ数字的に全校配置されたからそれによしということではないと思っておりますので、その運用とか現場に合わせたフレキシブルな対応をお願いしたいと思います。

それから先ほどの数字のところ、やった側とやられた側で数字に差があるというのは、今に始まったことではないかもしれませんが、この辺は学校任せにしているところが保護者にも多々ありますので、親を巻き込んで家庭教育の一環になるようなものを示していただくと、親もよろしい状態になるのではないのでしょうか。また、気にしていただきたいところにはなかなかこういうことが届かないというのが学校現場にあると思います。「学校だより」を子どもが見せないという状況も聞き及んでおりますので、学校だよりに掲載したからよしという形ではなくて、いろいろな角度から継続的に啓発、広報活動もやっていただけるようお願いしたいと思います。意見です。

小竹委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

小竹委員長 次に、(3)平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について、事務局の説明をお願いいたします。

小木曾教育部参事 それでは、平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について、報告します。(資料参照)

資料は、参考に平成24年度、25年度の状況についても記載しています。それでは、暴力行為、いじめ、不登校の状況について、藤沢市の調査結

果を説明します。まず、暴力行為の状況です。「対教師暴力」は小学校 2 件、中学校 42 件の合計 44 件。「生徒間暴力」が小学校 3 件、中学校 121 件の合計 124 件。対教師、生徒間暴力以外の「対人暴力」が中学校 7 件、器物損壊が小学校 14 件、中学校 96 件の合計 110 件でした。暴力行為の総数は 285 件となっていて、前年度に比べ 195 件の大幅な増加となりました。小学校ではここ数年報告に上がっていなかった器物損壊が報告され、中学校ではすべての項目において増加が見られます。全国的には小学生では増加、中学生では大幅な減少となっていますが、本市では小・中学生ともに増加しています。これは全市的な傾向ではなく、一部の学校に集中して発生したもので、増加した要因としては、コミュニケーションが取れない児童生徒が増え、感情のコントロールがうまくできずに些細なことで暴力を振るう事案が増えたことや、同じ児童生徒が複数回暴力行為に及ぶケースが増えた結果ととらえています。

学校では問題行動の徴候をいち早く把握し、安心した学校生活を送ることができるよう教員が授業中だけでなく、部活動においても児童生徒の様子をよく観察し、子ども同士の関わり合いを見守っています。また、一人ひとりの児童生徒に寄り添って話を聞くこともコミュニケーションを深め、子どもたちが抱えている困り事を少しでも取り除いていけるよう、家庭とも連携し、支援しています。

教育委員会は、本年 10 月に運用開始となった学校・警察連携制度を有効に活用し、支援を必要とする児童生徒が少しでも早く適切な学校生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援に努めます。

次に、いじめの状況についてです。40 ページの平成 26 年度の欄をご覧ください。いじめの認知件数は、小学校で 18 件、中学校で 109 件の合計 127 件となっております。前年度に比べ小学校では 3 件の減少、中学校では 44 件の増加となっています。また、127 件のうち 103 件が解消、21 件が一定の解消となり、解消率は 98%と前年度を上回っています。本市では平成 26 年度のいじめの認知件数において、中学校で大幅な増加が見られました。原因として考えられるのは、態様別件数における「冷やかし・からかい、悪口・脅し文句」が昨年度に比べ増加していることです。これはいじめが重大な事案になる前の早期発見、早期対応といった教職員の意識が高まったことと、学校生活アンケートの実施など生徒が発信しやすい環境づくりに努めている結果のあらわれであると考えられます。また、近年課題となっているパソコンや携帯電話による誹謗中傷では、小学校で 1 件、中学校で 6 件の報告があり、数としては少ないものの深刻化してしまったケースも報告されています。学校ではいじめに対する子どもたちの自

覚が高まっていることから、今後も「いじめ防止プログラム」、あいさつ運動、目安箱をはじめとする児童会・生徒会を中心とした子どもたちによる未然防止に向けた自治活動や、アンケート調査の実施等を推進していきます。また、教育委員会はネットトラブルの未然防止に向け、各学校における保護者も含めた講演会や研修会等の実施を支援します。

次に、不登校の状況についてです。不登校児童生徒数は前年度と比べ、小学校が 35 人増の 109 人、中学校は 32 人増の 332 人です。小中学校合わせて 441 名で、67 人の増加となっています。不登校となったきっかけとして、小学校では「不安など情緒的混乱」、「親子関係をめぐる問題、家庭不和」、中学校では「無気力」が大幅に増えています。特に中学校の「無気力」として欠席している生徒については、学校も保護者もきっかけとなる原因を究明することができておらず、単に学校に行く気力が出ないとの理由で欠席する生徒への対応は、今後も大きな課題であるととらえています。

その一方で、不登校解消のための対応として、スクールカウンセラーや相談員の対応、電話や迎えに行くなどの登校刺激を与える、学業や生活面での指導・援助、保健室等の別室に登校させる等の取り組みを学校は積極的に行っていて、学校復帰に向けての成果も見られます。今後もこの結果を踏まえ、各学校において児童生徒や家庭の状況に合わせた働きかけを行っていくことが必要であると考えています。資料にはありませんが、不登校児童生徒への指導・対応の状況として、不登校児童生徒のうちおおよそ 46%が指導・対応の結果、登校できるようになっています。また、継続した登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒も 20%以上おり、各学校において教員がスクールカウンセラーと連携し、家庭訪問や児童生徒一人ひとりに応じた支援を行っていることが、学校復帰や好ましい変化としてあらわれているものととらえています。

本市の諸問題の発生件数については、平成 26 年度は暴力、いじめ、不登校のいずれも昨年と比べ増加しています。小学校の問題行動等への対応について、組織的・計画的な対応、未然防止・早期発見・早期対応の取り組み、家庭・地域・関係機関との連携などの取り組みが一層促進されるよう、現在 12 校に配置している児童支援担当教諭の全校配置を目指します。

最後に、暴力行為、いじめ、不登校についての、平成 26 年度神奈川県児童生徒の問題行動等調査の結果及び全国の児童生徒の問題行動等調査の結果について、参考として報告します。暴力行為の件数については、神奈川県の調査結果では小学校が 2,179 件で、前年度よりも 339 件の減、中学校が 3,922 件で前年度より 501 件の減、また、全国調査の結果では小学

校が1万1,468件で、前年度より572件の増、中学校が3万5,683件で、前年度より4,563件の減となっています。なお、児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数を藤沢市と比較すると、藤沢市では小学校が0.8件、中学校が25.3件、神奈川県では小学校が4.7件、中学校が18.6件、全国では小学校が1.7件、中学校が10.1件となっています。

いじめの認知件数について、神奈川県の調査結果では小学校が4,094件で、前年度より224件増、中学校が2,445件で前年度より263件の減、また、全国調査の結果では小学校が12万2,721件で前年度より3,973件の増、中学校が5万2,969件で前年度より2,279件の減となっています。児童生徒1,000人あたりの認知件数は、藤沢市では小学校が0.7件、中学校が10.3件、神奈川県では小学校が8.9件、中学校が11.6件、全国では小学校が18.6件、中学校が15.0件となっています。

また、不登校児童生徒について、神奈川県の調査では小学校が2,443人で、前年度より264人の増、中学校が6,920人で前年度より101人の増、全国調査の結果では小学校が2万5,866人で、前年度より1,691人の増、中学校が9万7,036人で前年度より1,594人の増となっています。児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数は、藤沢市では小学校が4.7人、中学校が31.6人、神奈川県では小学校が5.3人、中学校が32.9人、全国で小学校が3.9人、中学校が27.6人となっています。

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果に関する説明は以上です。本市の児童生徒が安全に安心して学校生活が過ごせるよう、今後の支援に努めていきます。

小竹委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員

一部の学校とはいえ、暴力行為が小中学校ともに増加しているということは、ゆゆしき事態だと思います。特に中学生による対教師暴力というところは大変気になっておりました。現場では一体どのような状況でされているのかと考えております。これは件数では12件から42件に増えている、それから生徒間の暴力が53件から121件、対人暴力が0件から7件、器物損壊が20件から96件と、大変深刻な問題と受け止めざるを得ないと思いました。当然、各学校にスクールカウンセラー等を配置して対応するというのも大切なことだと思っておりますが、こういう重大な事案に対しては警察との連携というようなことも視野に入れて対応されるということですけども、こういったものに対しては厳重に対応することによって、教育現場の確保を図らなければならないだろうと考えております。教師が脅かされたりするということがあってはならないということに対して、し

っかりした現場対応を図るべきだと思っております、この点はスクールカウンセラーもさることながら、警察への通報とか介入も含めて検討することも必要なことだろうと思っておりますので、ご検討していただければと思います。意見として申し上げたいと思います。

小木曾教育部参事　ご意見ありがとうございました。井上委員が言われましたように、警察連携の方も今年度締結ができましたので、一番大切なのは子どもたちが安心して学校生活を送れる、また、暴力行為を起こした子どもたちも適応して、学校に戻れるような状況をいち早くつくることはとても大事なことです。地域の力等も活用しながら、問題行動を起こしている子どもたちが少しでも減っていくように、支援・指導、努力をしていきたいと思っております。

中林委員　数字だけ見ても大変な状態ではないかと想像しています。実際に暴力行為をしてしまう児童生徒の保護者が、どういう状況で関わっているのか直ちには見えないですけれども、もしかしたら知らないとか、放任主義だったりということもあるかもしれませんので、今、学校の中で先生がいろいろ抱えてご苦労されていることはよくわかっております。そこにPTAだったり、保護者だったり、地域の力だったりというものを学校の方からもいろいろと発信していただいて、保護者が学校の方に向くような状況になっていければと思います。何ができるか具体的には難しいかと思っておりますけれども、親が何かと学校任せになっている状況が各現場を見て見られますので、親をつかまえて「こっちを向いて、子どものことを考えていこう」というような情報発信をしていただければいいかなと思います。そのために、先生も子どもも傷つくことのないようにカウンセリングなり、暴力に対してはきちんとした対応をしていただくなど、具体的に検討して対応していただきたいと思っております。

それから不登校についてですが、中学校の不登校は無気力が123人というのは、前年に比べて30人増ということで、これは数字だけでとらえてはいけないかもしれませんが、大幅に増えているように感じます。無気力・無関心というのは、大人の世界にもあることかもしれませんので、こちらについても、親を巻き込んでいろいろ対応を考えていけるような体制を取っていただけるといいかと、保護者として思います。意見です。

小竹委員長　いじめの状況としての対応はしていると思っておりますけれども、今後も使われるであろうパソコンや携帯電話での誹謗中傷などに対する対応はなかなか難しい点もありまして、教育現場での対応の仕方も多様化する一方でご苦労とは思いますが、何かいい方法がありましたら考えていただきたいと思っております。また、不登校についても、現場の先生方の対応で効果のあつ

た対応がこれだけありますので、今後も見守っていただきたいと思ひます。  
他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

小竹委員長

次に、(4) 中学校給食試行結果について、事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事

中学校給食試行結果について、ご説明いたします。(資料参照)

中学校給食の全校実施に向けた課題検証のため、本年 10 月以降新たに 3 校で、配送等に係る時間、大規模校での実施方法及び配膳作業場所の確保方法などについて試行を開始しましたので、途中経過をご報告いたします。

(1) 配送等に係る時間の検証ですが、学校給食衛生管理基準には「調理後 2 時間以内に給食する」との規定があることから、調理工場から学校の配膳室までの配送時間と、配膳室での仕分け作業及び教室近くへ配膳する作業時間の合計が 2 時間以内となっているかを、明治中学校で検証しました。この検証結果ですが、海老名市にあります給食調理工場を出発してから明治中学校までの平均配送時間は 35 分程度であり、また、学校内での配膳作業に係る時間については平均 1 時間で、全体に要する平均時間は 1 時間 37 分となります。学校位置図をご覧ください。(学校位置図参照)この検証から調理工場からの距離が明治中学校と同程度である JR 東海道本線よりも北側に位置する 15 校については、学校給食衛生管理基準に基づいた給食の提供が可能であることが確認できました。

(2) 大規模校での実施方法の検証についてですが、デリバリー方式の給食は学級ごとに配送コンテナに入れられて学校に届きますので、学校の配膳室ではコンテナを学級ごとに仕分けする作業を行います。このため、作業時間は給食の注文数ではなく、注文のあった学級数により増減することになります。こうした理由から、学級数が市内最大である六会中学校で検証を行いました。48 ページの表は、学級数 15 の明治中学校では配送・配膳時間の合計が 1 時間 40 分、それに対し学級数 22 の六会中学校は 1 時間 20 分となっています。これはこの検証結果にありますとおり、専用の配送車両を用意したことと、作業にあたる配膳員を明治中学校の 2 人に対して、六会中学校では 3 人に増員して対応したことによるものです。このことから大規模校であっても学級数に応じて配膳員の人数を増やすことなどにより、対応が可能であることが確認できました。

(3) 配膳作業場所の確保方法の検証を第一中学校で行いました。本来、調理工場から配送されてくるコンテナは、専用の配膳室で仕分けすることが望ましいのですが、施設の構造上、配膳室の整備が困難な学校が数校ご

ざいます。第一中学校におきましても、配膳室を整備する場所がないことから、写真のように、搬入場所に近い1階の多目的スペースをパーティションで囲み、作業場所を確保しました。このことから、イの検証結果にありますとおり、新たに配膳室の設置が困難な学校であっても、搬入場所と配膳場所を分けることで作業スペースの確保が可能なが確認できました。以上、3点の検証結果から、現在の実施方法である市外の調理工場からでも、北部地域の15校は給食の実施について問題がないことが確認できました。

2 全校実施に向けた課題への対応についてですが、(1) 検証結果に基づく課題の対応としまして、アの2時間以内の給食実施が困難な地域についての対応では、現在の調理工場から最も距離のあるのは湘洋中学校で、配送時間は交通事情などを考慮すると1時間程度かかるものと見込んでいます。これに配膳時間1時間を加えますと、2時間以内に給食が提供できないことも想定されます。ただし、六会中学校での検証で、配膳員を増員すれば配膳作業時間の短縮が可能であることは確認できておりますので、イの試行結果に基づく対応方法にありますとおり、湘洋中学校のように、配送時間がかかる学校であっても同様に配膳員を増員すれば、2時間以内の給食提供は可能であることから、南部地域における給食実施に対する課題は解決が図られるものと考えております。

(2) その他の課題への対応といたしましては、アの喫食率についての課題がございます。喫食率のみが給食の良し悪しを決める判断材料ではありませんが、喫食率の低下は調理業者の撤退といった事態にもつながるため、喫食率の維持・向上策を検討してまいります。具体的には生徒・児童を対象とした試食会の実施、献立の検討としてソフト麺や揚げパンといった、小学校給食で児童に好評であった献立の導入、予約方法の改善として、予約忘れを防ぐために年間予約の導入などを検討・実施してまいります。

最後に、3の今後のスケジュールですが、年明けの1月に、今回給食を開始した3校の生徒・保護者を対象にアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。その後、2月の市議会定例会で全校実施に向けた実施計画案を報告していくつもりでおります。以上で、中学校給食試行結果についての説明を終わります。

小竹委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員

1つは、導入までの保護者への説明会の状況と、試食会等を実施しているのであれば、その辺の反動的なものを把握している範囲で教えていただきたいと思っております。

それから昨年度から善行中学校、湘南台中学校で先行して試行されていると思いますが、昨年度の喫食率がわかれば教えていただきたいのと、平成26年から27年にかけての喫食率が上がっているかどうかもおわかりであれば教えていただきたいと思います。

藤岡学校給食課課長補佐 今年の3校につきまして導入に至る経過ですけれども、まず、各学校におきまして、保護者を対象とした説明会を事前に実施いたしました。そして夏休みに、3校の日程はばらばらになりますけれども、試食会を開催しております。試食会の実施方法につきましては、ある程度学校の自由で、希望に沿った形でいたしましたので、試食会プラス保護者説明を再度やった学校と、試食会がメインで行った学校と、若干対応は分かれてきましたが、大きく言えば全体の保護者へ向けての説明会と、後日に試食会という形で3校とも実施をしております。今年度に関しては、そのためだけのアンケートを実施したわけではないのですが、試食会に来た方だけのアンケート調査は実施しております。その中では概ね好評であり、内容的には昨年度とほぼ変わらない献立で実施しておりますので、善行中学校、湘南台中学校で好評を得た献立については、今年度についても好評であったというふうに考えております。昨年度に実施をしました善行中学校及び湘南台中学校の喫食率ですけれども、昨年度の分については手元に細かい資料を持ってはいないのですが、昨年度公表していますのは2校で約35%の喫食率でした。昨年度に関しては11月4日からのスタートで半年間ということでしたので、今年度以降、引き続き推移を見ていきたいという話をさせていただいております。今年度につきまして、10月から4校になり、11月から第一中学校が追加されて5校になったわけですけれども、10月に4校になる前の善行中学校、湘南台中学校の喫食率につきましては34.6%で、ほぼ変わらない形で推移をしています。

他市の状況を見ますと、実施後に徐々に喫食率が下がる傾向があると伺っておりますけれども、藤沢市に関しましては、スタート時期から同率の喫食率を保っているということでは、一安心しております。10月26日から開始をしました明治中学校、六会中学校、11月9日から開始しました第一中学校を含めた喫食率の推移については、引き続き見ていきたいと考えております。

中林委員 喫食率が下がっていないのを良しとされているということですが、この数字が高いか低いかは私にはわかりませんが、もう少し上がっていかないと、多分業者のところもいろいろあるのかなと想像します。それから気になるのは、子どもが希望していないというのが最も多いということについて、親は最初の説明会のときに温かい状態でいただいているの

か、実際に子どもがいただく状態でいただいているのかわかりませんが、親の思いと子どもの思いがここに出ているのであれば、子どもは好きなものを選びたがりますので、それはどこの家庭も同じかもしれませんが、そうはいいながらバランスの取れるようなものを提供していただきたいというのが大前提にありますので、そのところのバランスを取りながら、子どもがより食べたいと思うような給食の提供をぜひお願いしたいと思います。

小竹委員長

他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長

以上で、本日予定いたしました、公開により審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

中林委員

私は平成 27 年度市町村教育委員会研究協議会（第 1 ブロック）に参加をしてまいりました。これは文部科学省、埼玉県教育委員会が主催で行ったもので、平成 27 年 10 月 19 日、10 月 20 日と 2 日間にわたり埼玉県大宮ソニックシティで開催されました。目的は、各市町村教育委員会において展開されている地域の実情、特性に応じた特色ある優れた施策についての情報・意見の交流や教育委員会の在り方についての研究協議等を行うこと等により、総合的かつ積極的な地方教育行政の一層の展開に資する、というものです。

初日は行政説明として「初等中等教育をめぐる最近の動向について」ということで、文部科学省初等中等教育局長の小松親次郎氏より、教職員の指導体制の充実や教育の資質能力の向上について、子ども・子育て支援新制度、小中一貫教育、国際バカロレアの推進、フリースクールなどの学校に通えない生徒への学習機会の保障などについて説明がございました。

引き続き、基調講演として「次期学習指導要領について」は、「教育課程企画特別部会「論点整理を」もとに」というサブタイトルで、千葉大学教育学部教授天笠茂氏より報告がありました。今までの改定とは違い、論点整理というかなり早い段階でこの協議会に発信されているということにつきまして、この教授がかなり高い評価をされていました。

続きまして、「次期学習指導要領を円滑に実施するための教育委員会の役割について」ということで、コーディネーターとして基調講演された天笠教授、パネリストとして中野敏明新潟県上越市教育委員会教育長、野原晃埼玉県熊谷市教育委員会教育長、大杉住子文部科学省初等中等教育局教

育課程課教育課程企画室長の 3 名によるパネルディスカッションが行われました。

2 日目は、事例発表・研究発表ということで 3 つの分科会に分かれました。第 1 分科会は、「小中一貫教育の推進」、第 2 分科会は「学校教育を充実させる学校・家庭・地域の絆づくり」とあり、私は第 3 分科会「新教育委員会制度の実施状況」として、武蔵野市教育委員会、草加市教育委員会の発表を聞いてまいりました。新制度への移行準備や実状、整備の順序や状況、苦勞した点、これからの課題、総合教育会議大綱の策定についてなどの話がありました。

その後、情報交換では 5 つのテーマ、「新教育委員会制度について」「教育委員会定例会議について」「総合教育会議について」「大綱策定について」「その他」と分け、現在各市町で抱えている課題や新制度導入への疑問や質問、実際に導入している市町からの情報提供など、大変活発な意見交換と情報収集の場となりました。大変有意義な協議会に参加させていただき、今後の活動に生かしていきたいと思えます。

小竹委員長

ありがとうございました。

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思えます。12 月 16 日(水)午後 6 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長

それでは、次回の定例会は 12 月 16 日(水)午後 6 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後 4 時 36 分 休憩